

<ソフトバンクグループ決算発表後の市場動向について>

当ファンドは、特化型運用を行ないます。

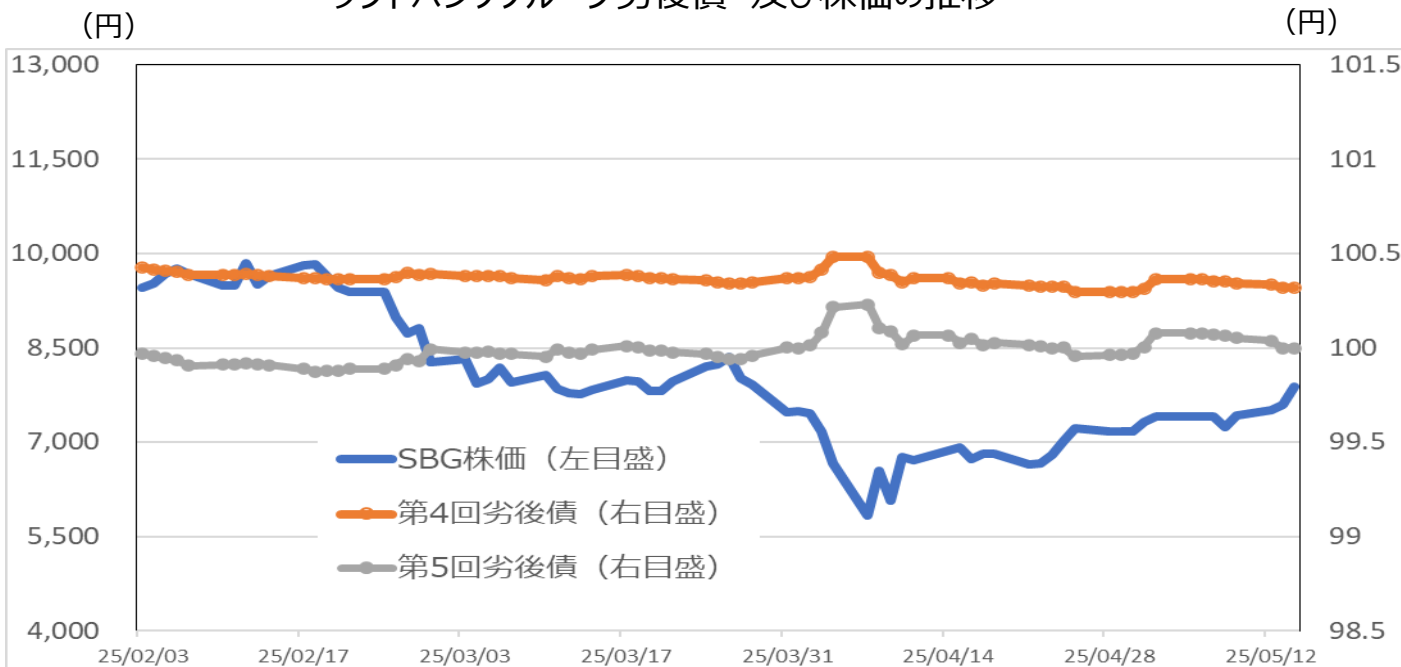
平素よりソフトバンクグループ&日本企業厳選債券ファンド2021-12（愛称:SBGフォーカス2021-12）及びソフトバンクグループ&日本企業厳選債券ファンド2022-06（愛称:SBGフォーカス2022-06）をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

主たる投資対象であるソフトバンクグループ（SBG）の決算発表後の株式・社債市場の反応についてお知らせいたします。

【決算発表後のSBG関連の市場動向】

- 決算発表翌日5月14日のSBG株価は、寄り付き後8,000円台を回復し、10:00現在7,818円(前日比+218円、+2.87%)となっています。なお、劣後債価格への影響はございません。

ソフトバンクグループ劣後債*及び株価の推移



*ソフトバンクグループ劣後債：第4回及び第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（ハイブリッド債）
出所：Bloombergデータを基にPayPayアセットマネジメント株式会社が作成。
期間：2025/2/3-2025/5/14

〔当資料のお取り扱いに関してご留意いただきたい事項〕

当資料はPayPayアセットマネジメント株式会社が作成した情報提供資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は当社が信頼できると判断した情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中に記載した内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、今後、予告なしに変更することがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資成果を示唆しない保証するものではありません。投資信託は預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の対象ではありません。登録金融機関で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

【ソフトバンクグループ 2025年3月期 決算概要】

- 連結最終損益（国際会計基準）は、1兆1,533億円の黒字（2024年3月期は2,276億円の赤字）となり、最終黒字は4期ぶり。
- 1～3月期の投資損益は3兆7,011億円の黒字。
- 同期のソフトバンク・ビジョンファンド（SVF）事業の投資損益は、3,876億円の黒字。
- 1～3月期の3か月間では、投資先の株価・評価額が上昇したことから、最終損益は5,172億円の黒字となりました。
- <以下、SBGプレゼン資料から抜粋>
- 時価純資産（NAV）
25.7兆円と前期末比で減少（前四半期比▲3.6兆円）
- 負債カバー率（LTV、保有株式に対する純有利子負債の割合）：
18.0%と前期末比から上昇（前四半期比+5.1%）
- 手元流動性：
3.4兆円保有（前四半期比▲1.6兆円）

【運用担当者のコメント】

- 2025年3月期の連結最終損益は市場予想（QUICKコンセンサスで6,819億円の黒字）を上回る結果となりました。
- NAVやLTV、手元流動性という財務上の重要指標が引き続き安全な水準にある点は、ポジティブな内容と 생각합니다。NAVについては、テクノロジー関連株の下落で当期は2024年12月末に比べると大きく減少したものの、足もとでは27.4兆円に回復していることが示され、LTVについては十分に余力のある範囲内と考えられます。手元流動性は、積極的な投資を行ったことから減少しているものの、潤沢な金額を確保していると考えています。
- 今回の決算発表でも「財務方針の堅持」が示されました。具体的には、①LTV25%未満で運用、②少なくとも2年分の社債償還資金を保持の方針が示されました。
- 2025年度の財務戦略として、不確実性の高い環境下で、慎重かつ大胆に財務活動を展開する方針が示されました。決算説明会資料では、「原則、投資機会を優先。NAV成長で更なる株主還元と財務改善を実現」と記されており、人工知能（AI）関連への投資を積極化する姿勢が示されました。引き続き、同社の成長戦略の実施による財務面への影響を注視していきたいと 생각합니다。
- 2026年3月期の年間配当は1株当たり44円とするも、業績予想の開示は見送られています。米国の関税政策の先行きなど見通しが立てにくい状況です。

市場環境の変化や、今回の決算発表のようなイベントの影響を受け、短期的にはファンドの基準価額が大きく変動する場合もございますが、相対的に利回りが高く投資妙味の高いソフトバンクグループの社債を組入銘柄の中核として保有する当ファンドは、原則として満期償還または繰り上げ償還まで社債を継続保有する運用を基本方針としており、安定的な利金収入と高い利回りを投資家の皆さまが長期的に享受できるよう設計されています。

今後も、核であるソフトバンクグループの債券・クレジット分析を真摯に行い、投資家の皆様に安心して当ファンドを継続保有頂けるよう、対応してまいります。

【当ファンドの投資リスク】

当ファンドは、主として、債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。基準価額の主な変動要因は、次のとおりです。

【基準価額の主な変動要因】

公社債の価格変動 (価格変動リスク、 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行となった場合、またはその可能性が予想される場合には、当該公社債の価格は大きく下落します。当ファンドが組入れている公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 また、劣後債は、普通社債などと比較して、以下のような固有のリスクがあり、一般的に価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。 ＜法的弁済順位が劣後するリスク＞ 一般的に劣後債の法的弁済順位は株式に優先し、普通社債に劣後します。そのため、発行体が倒産等した場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができないこととなります。また、劣後債は、一般的に普通社債と比較して格付けが低く、その格付けが更に下がる場合には、劣後債の価格が大きく下落する場合があります。 ＜繰上償還延期リスク＞ 一般的に劣後債には、繰上償還条項が付されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債は、市場環境等によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、もしくは実施されないと見込まれる場合には、当該劣後債の価格が大きく下落することがあります。 ＜利払い繰延リスク＞ 劣後債には、利払いの繰延条項が付されているものがあり、発行体の財務状況や収益動向等によって、利息の支払いが繰り延べまたは停止される場合があります。 ＜損失負担条項に係るリスク＞ 劣後債には、発行体が実質破綻状態にあると判断された場合や発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合に元本の一部または全部が削減される、または発行体の普通株式に転換されるなどの条項が実質的に付されているものがあります。元本が削減される場合には、法的弁済順位にかかわらず普通株式よりも先に損失を負担することになり、元利金の弁済を受けられない場合があります。また、元利金が受け取れなくなることもあります。普通株式に転換された場合には、その価値が元本を大きく下回ることがあります。 ＜その他＞ 組入銘柄が期限前償還された場合、再投資した利回りが低くなる場合があります。
特定の債券への 銘柄集中リスク	当ファンドは、特化型運用を行ないます。特定の銘柄への集中投資を行ないますので、当該銘柄のリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該銘柄が基準価額に及ぼす影響が強くなり、大きな損失が発生することがあります。 当ファンドは、主として、ソフトバンクグループの企業が発行する債券に投資を行なうため、信託財産の純資産総額の10%を超える支配的な銘柄が存在します。特に、ソフトバンクグループ株式会社が発行する債券に信託財産の純資産総額の35%を超えて投資を行なうことが見込まれます。また、同社以外にも支配的な銘柄が存在することも考えられます（ただし、同社以外は信託財産の純資産総額の35%以内とします。）。投資が特定の支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該銘柄の発行体に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

【その他の留意点】

※基準価額の変動要因は上記に限定されているものではありません。

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

【お客様にご負担いただく主な費用】

■ お客様に直接ご負担いただく費用

購入時手数料	購入価額に 1.65% (税抜1.5%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じた額です。購入時手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% を乗じた額が信託財産留保額として差し引かれます。信託財産留保額は、信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため基準価額から控除され、信託財産中に留保される額です。

■ 保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に 年0.418%（税抜年0.38%） の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分及び役務の内容については次の通りです。		
		配分	役務の内容
	委託会社	年0.15%(税抜)	資金の運用の対価
	販売会社	年0.20%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。		
その他の 費用・手数料	① 法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。		
	② 有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。 ※ 上記①及び②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第387号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会